

福島第一原子力発電所関連サンプルの化学分析に関する労働者派遣契約

仕 様 書

令和 7 年 7 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

燃料材料開発部 燃料試験課

福島第一原子力発電所関連サンプルの化学分析に関する労働者派遣契約 仕様書

1. 目 的

本仕様書は、「令和7年度開始「廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金（燃料デブリの性状把握のための分析・推定技術の開発）」に係る補助事業において国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が実施する福島第一原子力発電所で採取される 1F 燃料デブリや 1F 汚染サンプルの分析試料および TMI-2 燃料デブリサンプル（以下、1F 分析試料等）の化学分析に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) 1F 分析試料等の分析試験実施管理業務

- ① 照射燃料試験施設における分析試験内容策定補助作業
- ② 照射燃料試験施設における分析試験実施に係る工程管理・調整作業
- ③ 分析試験に係る実験計画等の書類作成・管理作業

(2) 1F 分析試料等の分析試験及びその準備、関連する試験機器及びそれらの付属設備の運転管理、並びに廃棄物処理に係る業務

（放射性物質の遠隔操作取扱、ホット試験装置及び関連設備の運転、保守に関して専門的な知識、技術及び経験を必要とする業務）

- ① 1F 分析試料等の分析試験及びその準備作業
 - ・ 1F 分析試料等の分析試験の実施
 - ・ 分析試験手法の検討
 - ・ モックアップ試験（模擬物質を用いた分析試験実施等を含む）
- ② 上記①に係る試験試料の整理作業
- ③ 上記①に係る機器及び付属設備の整備作業
- ④ 上記①に係る廃棄物の搬出準備作業

(3) 1F 分析試料等の評価に係る業務

（放射性物質を含む試料の化学分析に関して専門的な知識を必要とする業務）

- ① 上記(2)に係るデータ及び関連する資料等の整理作業
- ② 報告書の作成補助作業

(4) 付随的業務

- ① 派遣労働者の商業場所において共通業務として実施される作業場所の安全衛生維持・緊急時対応に係る業務
- ② 上記、密接不可分・一体的に行われる付随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 要件

- ・ 放射性物質の遠隔操作取扱に3年以上の経験を有していること。
- ・ ホット試験装置及び関連設備の運転、保守に3年以上の経験を有していること。
- ・ 放射性物質を含むホット試料の ICP-MS 等を用いた化学分析の業務経験を有すること。
- ・ 危険物、毒物・劇物、有機溶剤、特定化学物質に関する知識を有していること。
- ・ 以下の資格（上位資格含む）を保有していること（各1名以上）。

危険物取扱者（乙種1類、4類、6類）

毒物・劇物取扱主任者

有機溶剤作業主任者

特定化学物質等作業主任者

高圧ガス製造保安責任者（丙種化学）

電気取扱業務特別教育（低圧）

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ 職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・ 指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・ 指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- ・ 1F 分析試料等の分析試験の遂行にあたり、分析目的に応じて作業内容を検討し、手順書を作成できる。
- ・ 個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分Ⅰ・Ⅱ施設の常時立入者に指定できる。

(3) 条件

- ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者及び 60 歳以上の者に限定しない」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・ 役職なし

4. 組織単位

大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 燃料試験課

5. 就業場所

(住所) 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

燃料材料開発部 燃料試験課

TEL : 029-267-7831

その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっては、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

燃料材料開発部 燃料試験課長

TEL : 029-267-1919 (内線 : 5560)

7. 派遣期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、機構創立記念日（10 月の第 1 金曜日とする。但し、10 月 1 日が金曜日の場合は、10 月 8 日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることができる。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時 00 分まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

ただし、当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

なお、就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

運営管理部 労務課 副主幹

11. 派遣人員

4 名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

(6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第一号（平成 31 年 3 月 1 日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること）〕

(7) その他契約上必要となる書類

1 4. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 5. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 派遣元会社は、派遣労働者に対し、当機構の情報セキュリティに関する規則等を遵守させる措置を講ずること。
- (3) 派遣元会社の派遣労働者が本仕様書の定める業務従事中に行った職務に属する発明、考案、創作または著作（プログラムを含む）、その他すべての知的財産は、当機構の知的財産取扱規程（17(規程)第 72 号）等の規則に従うものとする。
- (4) 本業務の実施にあたって、派遣元会社は派遣労働者に対し、次に掲げる当機構の大洗原子力工学研究所内規定を遵守させるものとする。また、同規定に基づく必要な保安教育、保安訓練及び品質マネジメントシステム活動へ参加させるものとする。
 - ・ 大洗原子力工学研究所（南地区） 核燃料物質使用施設等保安規定
 - ・ 大洗原子力工学研究所 放射線障害予防規程（水使第 28 号）
 - ・ その他、大洗原子力工学研究所 所内規程等
- (5) 原子力規制委員会規則第一号（平成 31 年 3 月 1 日）に基づき、区分Ⅰ及び区分Ⅱの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて当機構が確認を行うことがある。これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号（平成 31 年 3 月 1 日）に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適正検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分Ⅰ及び区分Ⅱの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（当機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

以 上